平成２７年（フ）第３２号
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑6211番地の１
債務者　相良　直哉
１　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅木　自敬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３３号
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑6211番地の１
債務者　相良ひとみ
１　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅木　自敬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第６６４号
神戸市垂水区松風台２丁目５番２―511号
債務者　東梅　彩香
１　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　真司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０１号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張甲3650番地
債務者　大山　禎治
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　胡木　健志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２６２号
函館市木直町141番地
債務者　佐藤　静香
１　決定年月日時　平成27年10月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３３号
和歌山県田辺市下三栖1260番地の26、前住所和歌山県田辺市あけぼの16番13―204号
債務者　那須　朱沙
１　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第３６５６号
大阪市住之江区住之江２丁目12番２号ロレーヌ住之江110号
債務者　佐野　正
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９８５号
大阪市東住吉区駒川５丁目５番18―102号
債務者　三和　絹子
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０５５号
大阪市平野区瓜破東２丁目５番４―101号
債務者　中本美枝子
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０６６号
大阪府摂津市正雀本町２丁目28番17号、前住所大阪府茨木市平田２丁目９番１号　前川ハイツ２階201号
債務者　竹中　正和
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１５３号
大阪市天王寺区寺田町２丁目２番１号　プレアデス寺田町405号
債務者　小島　初江（旧姓岩田）
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１６４号
大阪府門真市常盤町３番３号　コーポタカハシＡ棟203号
債務者　魚住貴代徳
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１８２号
大阪府東大阪市三島１丁目５番20号
債務者　松本　淳司
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１８９号
大阪市北区長柄西１丁目４番18号ＫＹハイツ503号室
債務者　和田　勇
１　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１号
埼玉県所沢市大字北秋津876番地の２　所沢コーポラスＢ―512
債務者　相葉　忍（旧姓對馬）
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４５２号
埼玉県ふじみ野市緑ケ丘１丁目８番27号
債務者　岸　芳吉
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４５３号
埼玉県日高市大字原宿251番地１　上ノ台Ｎスカイ202号室
債務者　山中　彩子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部